

資料1-3

別記第1号様式(第2条関係)

令和5年度 公益活動事業補助金交付申請書



令和5年 5月 15日

北広島市長 様

(申請者)

団体名 社会福祉法人 北ひろしま福祉会 就労センタージョブ
代表者の役職名・名前 所長 倉場政直

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第2条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

1 事業の名称

にぎわいの創出や魅力づくりに寄与する事業

2 希望するコース(どちらかを選択し、□にチェック(✓)をしてください。)

- テーマ設定型事業コース(3分の2助成、上限40万円、千円未満切捨) ,
 自由提案型事業コース(2分の1助成、上限20万円、千円未満切捨)

3 申請事業費の総額・補助金申請額

○申請事業費の総額 360,000 円 , ○補助金申請額 240,000 円 ,

4 申請事業の内容

事業計画書(第2号様式)の通り

添付書類

- 1 事業計画書(第2号様式) ,
- 2 事業収支予算書(第3号様式) ,
- 3 補助金等交付申請額算出調書(第3号様式の2) ,
- 4 経費の配分調書(第3号様式の3) ,
- 5 資金収支計画書(第3号様式の4) ,
- 6 団体の概要書(第4号様式) ,
- 7 団体の定款、規約、会則等(法人にあつては財務諸表) ✓
- 8 役員及び会員名簿(第5号様式)
- 9 前年度の活動報告書及び収支決算書 ,
- 10 日頃の活動内容がわかるもの(会報、新聞切抜、活動の写真等) ✓

補助申請事業計画書

テーマ設定型事業コース

自由提案型事業コース

・どちらかを選択し、□にチェック（✓）をしてください。

1 事業の名称

にぎわいの創出や魅力づくりに寄与する事業

2 事業分野

保健・医療または福祉の増進

3 事業概要

※現状と課題を踏まえた事業目的及び市民にとっての事業効果について簡潔に記載してください。

現在、私たちの運営するレストランでは、『食』と『アート』で豊かな空間をつくりあげようということにチャレンジしています。このチャレンジのきっかけは、やはり障がい者施設ということで、ちょっとだけ社会との距離を感じてしまうことがありました。でも、それは私たちの働きかけが不足していたため、障がい者への正しい理解、活動や存在を知る機会がなかったことにも一因があるのだろうと考えました。そのため目標の一つとして“交流人口を増やそう”ということテーマにし、そのツールとして『アート』を選択しました。レストランの中をギャラリーとして活用し、北海道にゆかりのある作家さんと共に空間づくりに努め、また地元の作家さんと共にイベントを開催するなどし、昨年は1年間の来店者数が20,000人を超え、当初の目標であった交流人口を増やすことに一定の効果がありました。特に地元のお客様から食の満足、アートのある空間の豊かさ、地元このような場所があることをうれしく思うといったご意見をいただくことが増えました。

今年度は、“アートでまちづくり”というチャレンジテーマを掲げ、先駆的な取り組みをしているまちや事業所と協働する機会を設けていきたいと考えています。障がいの垣根を超えて、すばらしい作品に触れ、『たのしむ・かんじる・かんがえる』ことで、自分の住むまちが楽しく豊かな場所になるよう働きかけていきます。

地元の作家・学生・学校・住民の友好な交流は、魅力あるまちづくりの大切な要素だと感じています。

4 事業の実施方法

※貴団体が「誰（何）を対象に」「いつ」「どこで」「何をやる」のか、どんな工夫をするのかなどを記載してください。

◇対象者：特に限定はしていませんが、地元の方又は近隣市町村にお住まいの方をイメージしています。

◇日程：7/1（土）～7/31（月）アートの展示会

*期間中の7/29（土）にトークイベントを開催予定

◇場所：レストラン&ベーカリーカフェ『にじのかかるところ』

◇内容：特定非営利活動法人あめんぼとの協働アートイベント&展示会

（群馬県桐生市にある芸術活動支援団体）

桐生市の地元産業である手工芸とアートが協働し、まちづくりを実践している先駆的なまちである。すばらしい作品が見られるとともに、アートによってどのようにまちが変わっていったのか。住民の意識はどのように変化したのかなど、まちづくりの参考になるお話を聞く機会を設けます。

5 過去に当該補助金の交付を受けて行った事業

※過去に当該補助金を受けたことがある団体のみ記入してください。

実施年度	コース名・事業名	事業概要とその効果

事業収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	積算内容	金額
市補助金		240,000
自己資金		120,000
収入合計		360,000

2 支出の部

（単位：円）

科 目	積算内容	金額
報償費	講師謝礼 20,000×2 イベント手伝い謝礼 10,000×3	70,000
旅費	講師の移動にかかる費用 (航空・宿泊費) 40,000×2	80,000
印刷製本費	DM作成・印刷	10,000
通信運搬費	案内状郵送代・作品の運送料	174,000
備品購入費	会場装飾品等	26,000
支出合計		360,000

※記入例

- ・積算内容には次のように記載してください。
 (収入) 入場料などの受益者負担がある場合 ○○入場料 1,000円×50名=50,000円
 (支出) 講師謝礼金 ○○セミナー講師 20,000円×2名=40,000円
- ・科目には次のように記載してください。
 (収入) 市補助金、事業収入、会費、寄付金など
 (支出) 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費など

※人件費、飲食費、交際費、慶弔費、親睦会費などは補助対象外となります。
 また、テーマ設定型事業に限り、事業実施に必要な備品購入費も補助対象となります。(補助上限5万円)

補助金等交付申請額算出調書

(単位:円)

区 分	補助事業等に要する経費			補助事 業等 に 関 し て 生 ず る 寄 附 金 そ の 他 の 収 入	差引所要 額 (A-B)	補助対 象経費	補助基準 により算 出した額	補 助 基本額	補助 率	補助金等 交付申請 額 (F×G)	備 考
	単価	数 量	金 額								
			A	B	C	D	E	F	G	H	
報償費			70,000	0	70,000	70,000		70,000	2/3	46,666	
旅費			80,000	0	80,000	80,000		80,000	2/3	53,334	
印刷製 本費			10,000	0	10,000	10,000		10,000	2/3	6,666	
通信運 搬費			174,000	0	174,000	174,000		174,000	2/3	116,000	
備品購 入費			26,000	0	26,000	26,000		26,000	2/3	17,334	
合 計			360,000	0	360,000	360,000		360,000	2/3	240,000	

注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消してください。

3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出にあたり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用してください。

4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載してください。

5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消してください。

6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載してください。

7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。

経費の配分調書

(単位:円)

58	補助事業等に要する経費	負担区分			備考
		市費補助金等		自己負担額	
		申請額	他の補助金等		
報償費	70,000	46,666		23,334	
旅費	80,000	53,334		26,666	
印刷製本費	10,000	6,666		3,334	
通信運搬費	174,000	116,000		58,000	
備品購入費	26,000	17,334		8,666	
合計	360,000	240,000		120,000	

- 注1 「区分」欄には、経費名又は細分された項目など補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。
- 2 「負担区分」欄中「市費補助金等」欄には、区分ごとの交付申請額を記載してください。
- 3 「負担区分」欄中「その他」欄には、補助事業等に要する経費のうち市費補助金等及び自己負担額以外で支弁する経費(寄付金、収入等)があるときは、その金額を記載し、その内容を「備考」欄に記載してください。
- 4 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載してください。

資金収支計画書

(単位：千円)

科目		月												備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
収入	市補助金				240										
	自己資金				120										
	計				360										
支出	報償費				70										
	旅費				80										
	印刷製本費			10											
	通信運搬費			97		77									
	備品購入費			26											
	計			133	150	77									
収支差額	当月分			△133	210	△77									
	累計			△133	77	0									

注1 この計画書は、補助事業等に係る月別収支計画について作成してください。

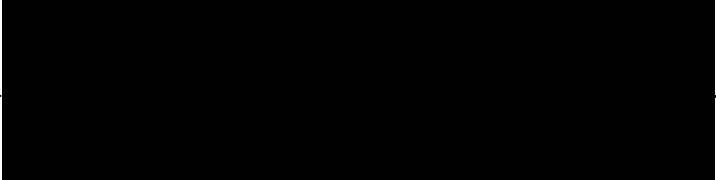
2 当該補助事業等の実施のために借入れた資金がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、借入れた月に当該借入金の額を表示してください。

団体の概要書

団体の名称	(ふりがな) しゃかいふくしほうじんきたひろしまふくしかいしゅうろうせんたーじょぶ 社会福祉法人 北ひろしま福祉会 就労センタージョブ		
団体所在地	〒 061-1112 北広島市共栄 276 番地 44		
代表者氏名	(ふりがな) くらば まさなお 倉場 政直		
活動開始年月日	2008 年 4 月 1 日		
構成員数	会員数	95 人 (うち役員数	34 人)
団体の目的	障がいのある方で働く意欲がありながら、すぐに就労することが難しい方へ 安定的な作業の提供と一定の所得を保障しながら、スキルアップを図っている。 また、「すべての人のしあわせのために地域福祉を推進する役割を担います」 という法人理念のもと、地域が豊かになるための事業を手がけ、共に発展し ていくことを目指している。		
活動内容、 主な活動実績 (過去3年以内)	◇パンの製造 ◇パンの販売 ◇お弁当の製造 ◇グループホームへの食事提供 ◇レストランの運営 ◇芸術活動の支援		
年間予算	263,877,000 円		
担 当 者 連 絡 先	(ふりがな) くらば まさなお	役 職	管理者
	氏 名 倉場 政直		
	住 所 〒 061-1112 北広島市共栄 276 番地 44		
	電話番号 011-373-4896 F A X 011-373-9179		
	E-mail kuraba-mn@kitahiro-fukusikai.or.jp		
URL アドレス	http://www.kitahiro-fukusikai.or.jp/		

申請事業にかかわる役員及び会員名簿

団体の名称 社会福祉法人 北ひろしま福祉会 就労センタージョブ

(ふりがな) 氏 名	実施上 の役割	住 所 又 は 居 所
倉場 政直	◎	
上野 茂	○	
記 載 人 数 計		2 人

※1 申請事業にかかわる予定者をお書きください。

※2 実施上の役割の欄には、申請事業を実施する上での責任者に◎、副責任者に○をお付けください。

定 款

社会福祉法人北ひろしま福社会

昭和24年	7月19日	(設立認可)
昭和27年	5月8日	(組織変更)
平成8年	2月7日	(準則改定)
平成13年	6月15日	(準則・細則改定)
平成29年	4月1日	(社会福祉法改正)
平成29年	8月8日	(一部変更)
平成30年	3月26日	(一部変更)
平成30年	6月17日	(一部変更)
平成31年	3月5日	(一部変更)
平成31年	3月26日	(一部変更)
令和1年	9月11日	(一部変更)
令和2年	2月12日	(一部変更)
令和2年	6月25日	(一部変更)
令和3年	2月16日	(一部変更)
令和3年	6月29日	(一部変更)
令和4年	1月18日	(一部変更)
令和4年	5月19日	(一部変更)
令和5年	2月28日	(一部変更)

社会福祉法人北ひろしま福祉会定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下『法人』という。）は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 障害者支援施設の経営
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 障害福祉サービス事業の経営
 - (イ) 障害児通所支援事業の経営
 - (ウ) 一般相談支援事業の経営
 - (エ) 特定相談支援事業の経営
 - (オ) 障害児相談支援事業の経営
 - (カ) 移動支援事業の経営
 - (キ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ク) 老人短期入所事業の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人北ひろしま福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の在宅高齢者、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を北海道北広島市朝日町2丁目6番地9に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。

- 2 前項の規定に基づく理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

(責任限定契約)

第二五条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対して賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円以上で予め定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第二六条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二九条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三〇条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三一条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(基本財産の処分)

第三三条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、北広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北広島市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三四条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三五条 この法人の事業計画書及び収支予算書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三六条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(残余財産の帰属)

第四五条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

第四六条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北広島市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北広島市長に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四七条 この法人の公告は、社会福祉法人北ひろしま福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四八条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	椿	昌	雄
理事	小池	国	雄
理事	伊藤	朝	治
理事	石岡	貞	寿
理事	山本	正	義
理事	桐谷	泰	三
理事	椿	か	つ
理事	山本	ム	メ
理事	上原	タ	ケ
理事	木岡	雅	子
理事	熊倉	五	百治
理事	橋本	宗	一
理事	西垣	春	一
理事	川俣	英	之助
理事	福井	庄	三

就労センター ジョブ拠点区分事業活動計算書

（自）令和 4年 4月 1日（至）令和 5年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サ	就労支援事業収益	132,679,060	100,760,176	31,918,884
	就労支援事業収益	132,679,060	100,760,176	31,918,884
	障害福祉サービス等事業収益	102,631,121	94,621,210	8,009,911
	自立支援給付費収益	101,637,900	93,915,230	7,722,670
	その他の事業収益	993,221	705,980	287,241
	私的契約利用料収益	3,081,490	2,658,020	423,470
	私的契約利用料収益	3,081,490	2,658,020	423,470
	経常経費寄附金収益	80,000	30,000	50,000
	経常経費寄附金収益	80,000	30,000	50,000
	サービス活動収益計(1)	238,471,671	198,069,406	40,402,265
ビ ス 活 動 増 減 の 部	人件費	99,295,818	106,680,295	△7,384,477
	職員給料	62,143,292	71,781,310	△9,638,018
	職員賞与	7,701,150	9,669,450	△1,968,300
	賞与引当金繰入	8,800,000	8,339,800	460,200
	非常勤職員給与	3,069,903	70,810	2,999,093
	退職給付費用	1,780,000	1,335,000	445,000
	法定福利費	15,801,473	15,483,925	317,548
	事業費	5,003,716	3,168,908	1,834,808
	保健衛生費	402,871	346,168	56,703
	教養娯楽費	0	28,665	△28,665
	日用品費	424,201	372,534	51,667
	消耗器具備品費	0	182,160	△182,160
	保険料	23,037	34,522	△11,485
	賃借料	2,399,302	1,518,712	880,590
	教育指導費	5,555	26,197	△20,642
	車両費	1,720,791	647,875	1,072,916
	雑費	27,959	12,075	15,884
	事務費	9,276,219	14,180,710	△4,904,491
	福利厚生費	772,405	750,745	21,660
	旅費交通費	4,270	13,100	△8,830
	研修研究費	85,660	32,500	53,160
	事務消耗品費	282,911	4,808,796	△4,525,885
	印刷製本費	175,759	177,633	△1,874
	水道光熱費	771,434	325,135	446,299
	燃料費	0	130,157	△130,157
	修繕費	149,380	11,585	137,795
	通信運搬費	281,863	377,394	△95,531
	広報費	0	125,400	△125,400
	業務委託費	438,284	501,893	△63,609
	手数料	1,569,616	1,943,496	△373,880
	保険料	503,870	543,122	△39,252
	賃借料	735,585	653,254	82,331
	租税公課	0	158,339	△158,339
保守料	846,398	325,529	520,869	
渉外費	15,970	38,000	△22,030	
諸会費	199,500	124,500	75,000	
車両費	0	1,628	△1,628	
管理諸費	0	673,786	△673,786	
雑費	2,443,314	2,464,718	△21,404	
就労支援事業費用	142,462,758	116,854,825	25,607,933	

就労センター ジョブ拠点区分事業活動計算書

（自）令和 4年 4月 1日（至）令和 5年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
	就労支援事業販売原価	127,985,699	100,202,596	27,783,103
	就労支援事業販管費	14,477,059	16,652,229	△2,175,170
	減価償却費	26,747,989	11,179,147	15,568,842
	減価償却費	26,747,989	11,179,147	15,568,842
	サービス活動費用計(2)	282,786,500	252,063,885	30,722,615
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△44,314,829	△53,994,479	9,679,650
サービス活動外増減の部	受取利息配当金収益	8	21	△13
	受取利息配当金収益	8	21	△13
	その他のサービス活動外収益	57,859,514	524,169	57,335,345
	雑収益	57,419,514	104,169	57,315,345
	経常経費補助金収益	440,000	420,000	20,000
	サービス活動外収益計(4)	57,859,522	524,190	57,335,332
	支払利息	1,187,549	0	1,187,549
	支払利息	1,187,549	0	1,187,549
	サービス活動外費用計(5)	1,187,549	0	1,187,549
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	56,671,973	524,190	56,147,783
経常増減差額(7)=(3)+(6)	12,357,144	△53,470,289	65,827,433	
特別増減の部	拠点区分間繰入金収益	29,000,000	232,500,000	△203,500,000
	拠点区分間繰入金収益	29,000,000	232,500,000	△203,500,000
	拠点区分間固定資産移管収益	0	6,432,370	△6,432,370
	拠点区分間固定資産移管収益	0	6,432,370	△6,432,370
	特別収益計(8)	29,000,000	238,932,370	△209,932,370
	固定資産売却損・処分損	0	1,728,941	△1,728,941
	器具及び備品売却損・処分損	0	17	△17
	建物処分・廃棄損	0	1,728,924	△1,728,924
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	0	△6,519,650	6,519,650
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	0	△6,519,650	6,519,650
	拠点区分間繰入金費用	55,000,000	0	55,000,000
	拠点区分間繰入金費用	55,000,000	0	55,000,000
	拠点区分間固定資産移管費用	0	6,527,184	△6,527,184
	拠点区分間固定資産移管費用	0	6,527,184	△6,527,184
	その他の特別損失	0	2,393,330	△2,393,330
	損害賠償金費用	0	2,393,330	△2,393,330
	特別費用計(9)	55,000,000	4,129,805	50,870,195
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△26,000,000	234,802,565	△260,802,565	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△13,642,856	181,332,276	△194,975,132	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	324,958,682	122,773,406	202,185,276
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	311,315,826	304,105,682	7,210,144
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	20,853,000	△20,853,000
	修繕費積立金取崩額	0	2,000,000	△2,000,000
	減価償却積立金取崩額	0	18,853,000	△18,853,000
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	311,315,826	324,958,682	△13,642,856	

第一号第四様式 (第十七条第四項関係)

就労センター ジョブ拠点区分資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業収入	就労支援事業収入	138,074,000	132,679,060	5,394,940
	就労支援事業収入	138,074,000	132,679,060	5,394,940
	障害福祉サービス等事業収入	101,651,000	102,631,121	△980,121
	自立支援給付費収入	100,660,000	101,637,900	△977,900
	介護給付費収入	1,762,000	1,776,080	△14,080
	訓練等給付費収入	98,898,000	99,861,820	△963,820
	その他の事業収入	991,000	993,221	△2,221
	補助金事業収入(公費)	330,000	330,000	0
	その他の事業収入	661,000	663,221	△2,221
	私的契約利用料収入	3,050,000	3,081,490	△31,490
	私的契約利用料収入	3,050,000	3,081,490	△31,490
	経常経費寄附金収入	80,000	80,000	0
	経常経費寄附金収入	80,000	80,000	0
	受取利息配当金収入	0	8	△8
	受取利息配当金収入	0	8	△8
	その他の収入	57,759,000	57,859,514	△100,514
	雑収入	57,319,000	57,419,514	△100,514
	経常経費補助金収入	440,000	440,000	0
	事業活動収入計(1)	300,614,000	296,331,193	4,282,807
事業活動に要する支出	人件費支出	107,918,000	98,835,618	9,082,382
	職員給料支出	71,771,000	62,143,292	9,627,708
	職員賞与支出	16,040,000	16,040,950	△950
	非常勤職員給与支出	3,390,000	3,069,903	320,097
	退職給付支出	1,780,000	1,780,000	0
	法定福利費支出	14,937,000	15,801,473	△864,473
	事業費支出	9,287,000	5,003,716	4,283,284
	給食費支出	4,284,000	0	4,284,000
	保健衛生費支出	339,000	402,871	△63,871
	日用品費支出	480,000	424,201	55,799
	保険料支出	24,000	23,037	963
	賃借料支出	2,395,000	2,399,302	△4,302
	教育指導費支出	3,000	5,555	△2,555
	車両費支出	1,737,000	1,720,791	16,209
	雑支出	25,000	27,959	△2,959
	事務費支出	8,900,000	9,276,219	△376,219
	福利厚生費支出	752,000	772,405	△20,405
	旅費交通費支出	10,000	4,270	5,730
	研修研究費支出	71,000	85,660	△14,660
	事務消耗品費支出	237,000	282,911	△45,911
	印刷製本費支出	167,000	175,759	△8,759
	水道光熱費支出	694,000	771,434	△77,434
	修繕費支出	149,000	149,380	△380
	通信運搬費支出	299,000	281,863	17,137
	業務委託費支出	380,000	438,284	△58,284
	手数料支出	1,536,000	1,569,616	△33,616
	保険料支出	504,000	503,870	130
賃借料支出	682,000	735,585	△53,585	
保守料支出	760,000	846,398	△86,398	
渉外費支出	0	15,970	△15,970	
諸会費支出	184,000	199,500	△15,500	

就労センター ジョブ拠点区分資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
	雑支出	2,475,000	2,443,314	31,686	
	就労支援事業支出	129,574,000	139,185,820	△9,611,820	
	就労支援事業販売原価支出	115,673,000	125,686,794	△10,013,794	
	就労支援事業販売原価支出	111,099,000	121,473,479	△10,374,479	
	就労支援事業仕入支出	4,574,000	4,213,315	360,685	
	就労支援事業販管費支出	13,901,000	13,499,026	401,974	
	支払利息支出	1,270,000	1,187,549	82,451	
	支払利息支出	1,270,000	1,187,549	82,451	
	事業活動支出計(2)	256,949,000	253,488,922	3,460,078	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		43,665,000	42,842,271	822,729	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	6,560,000	6,560,000	0
		設備資金借入金元金償還支出	6,560,000	6,560,000	0
		固定資産取得支出	968,000	968,000	0
		その他の取得支出	968,000	968,000	0
施設整備等支出計(5)	7,528,000	7,528,000	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△7,528,000	△7,528,000	0	
その他の活動による収支	収入				
	拠点区分間繰入金収入	19,000,000	29,000,000	△10,000,000	
	拠点区分間繰入金収入	19,000,000	29,000,000	△10,000,000	
	その他の活動による収入計(7)	19,000,000	29,000,000	△10,000,000	
	支出	拠点区分間繰入金支出	55,000,000	55,000,000	0
		拠点区分間繰入金支出	55,000,000	55,000,000	0
		その他の活動支出計(8)	55,000,000	55,000,000	0
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△36,000,000	△26,000,000	△10,000,000	
予備費支出(10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		137,000	9,314,271	△9,177,271	
前期末支払資金残高(12)		35,992,000	35,992,383	△383	
当期末支払資金残高(11)+(12)		36,129,000	45,306,654	△9,177,654	

就労センター ジョブ拠点区分貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	74,743,319	59,983,082	14,760,237	流動負債	50,812,240	37,066,595	13,745,645
現金預金	31,315,887	30,262,926	1,052,961	事業未払金	5,578,838	6,713,137	△1,134,299
事業未収金	17,205,520	15,187,650	2,017,870	その他の未払金	159,235	5,603,150	△5,443,915
未収金	123,688	526,998	△403,310	買掛金	8,469,009	5,411,346	3,057,663
売掛金	12,378,321	9,265,843	3,112,478	1年以内返済予定設備資金借入金	15,720,000	6,560,000	9,160,000
貯蔵品	533,907	499,394	34,513	未払費用	11,710,224	4,396,442	7,313,782
商品・製品	17,459	3,861	13,598	預り金	374,934	42,720	332,214
原材料	3,126,966	1,820,043	1,306,923	賞与引当金	8,800,000	8,339,800	460,200
立替金	10,018,414	2,393,330	7,625,084	固定負債	300,870,505	318,603,395	△17,732,890
前払金	23,157	23,037	120	設備資金借入金	277,720,000	293,440,000	△15,720,000
固定資産	607,928,252	640,318,590	△32,390,338	退職給付引当金	23,150,505	25,163,395	△2,012,890
基本財産	539,197,287	564,185,783	△24,988,496	負債の部合計	351,682,745	355,669,990	△3,987,245
土地	6,432,370	6,432,370	0	純資産の部			
建物	318,066,379	327,108,422	△9,042,043	基本金	19,673,000	19,673,000	0
建物付属設備	214,698,538	230,644,991	△15,946,453	基本金	19,673,000	19,673,000	0
その他の固定資産	68,730,965	76,132,807	△7,401,842	次期繰越活動増減差額	311,315,826	324,958,682	△13,642,856
構築物	18,781,243	19,153,550	△372,307	次期繰越活動増減差額	311,315,826	324,958,682	△13,642,856
機械及び装置	3,410,296	3,812,907	△402,611	（うち当期活動増減差額）	△13,642,856	181,332,276	△194,975,132
車輛運搬具	3,900,425	4,878,458	△978,033				
器具及び備品	16,879,558	20,324,760	△3,445,202				
建物付属設備	1,305,806	1,400,140	△94,334				
権利	1,303,132	1,399,597	△96,465				
退職給付引当資産	23,150,505	25,163,395	△2,012,890	純資産の部合計	330,988,826	344,631,682	△13,642,856
資産の部合計	682,671,571	700,301,672	△17,630,101	負債及び純資産の部合計	682,671,571	700,301,672	△17,630,101

脚注

減価償却累計額 69,640,504円

北ひろしま福祉会



法人理念

法人の考え方や存在意義を示している。

**わたしたちは
すべての人の幸福（しあわせ）のために
地域福祉を推進する役割を担います。**

01

すべての人

私たちが手を広げて届く範囲に関わるすべての人をイメージしています。その中でも対象者を限定することなく、“排除する人をつくらない”というメッセージが込められています。

02

幸福（しあわせ）

幸福と書いてしあわせと読みます。
幸福とは、長期にわたって続く幸福感。
しあわせとは、ふとした瞬間に感じるもの。
まずは、ささやかなしあわせを感じられるような取り組みから、はじめていこう！

03

地域福祉の推進

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切にしてお互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていきます。

04

役割を担う

全部自分たちだけがやるのではなく、地域が主体となって活動できるように働きかけていきます。そして、そのチームの一員として力を発揮したい。

北ひろしま福祉会 施設 1948年創設 現在職員数約450名

【障害】入所施設 とみがおか・共栄

【障害】通所施設 北広島デイセンター/北広島セルプ/就労センタージョブ/北広島コラボ

【障害児】放課後等デイサービス つなぐ

【障害】居宅介護支援 フィットマン

【障害】グループホーム支援

【障害】相談支援事業

【介護】特別養護老人ホーム/デイサービス/
ケアプランセンター

【地域】ふれあいステーション ほっと



これからの福祉



テーマ：まちづくり

自分たちの住む場所をより良くしていきたい。

せっかくなら、楽しく豊かなまちがいい。

体験や交流が生まれる場所は大切。

restaurant & bakery cafe
にじのかかるところ

にじのかかるところ
restaurant
&
bakery cafe



“食とスポーツと芸術で未来をつくる”

Nijinokakarutokoro

『にじのかかるところ』を人が集う場所に。

ここには、豊かな時間と空間があって、
誰かを連れて来たいくなるような、自慢したくなるような
そんな場所を目指しています。

店内は、観葉植物とアート作品が多数飾られており、
観る人の心を癒してくれます。
食事は、地元の野菜や旬の食材をできる限り使用した、
体にやさしくあたたかなメニューを準備しています。
カフェには、焼きたてパン・焼き菓子・ケーキに加え、
和菓子職人による手づくりの自家製餡を活かした和菓子も
楽しんでいただけます。



にじのかかるところ

Restaurant & Bakery Cafe

『アート』

にじのかかるところ

レストランのロゴ
となった原画





かわいいガラスの看板がお出迎え

©fumifumi

×

ニールンベツガラス美術研究所
遊夢工房Daihachi



虹にちなんだオリジナルのガラスのランプ

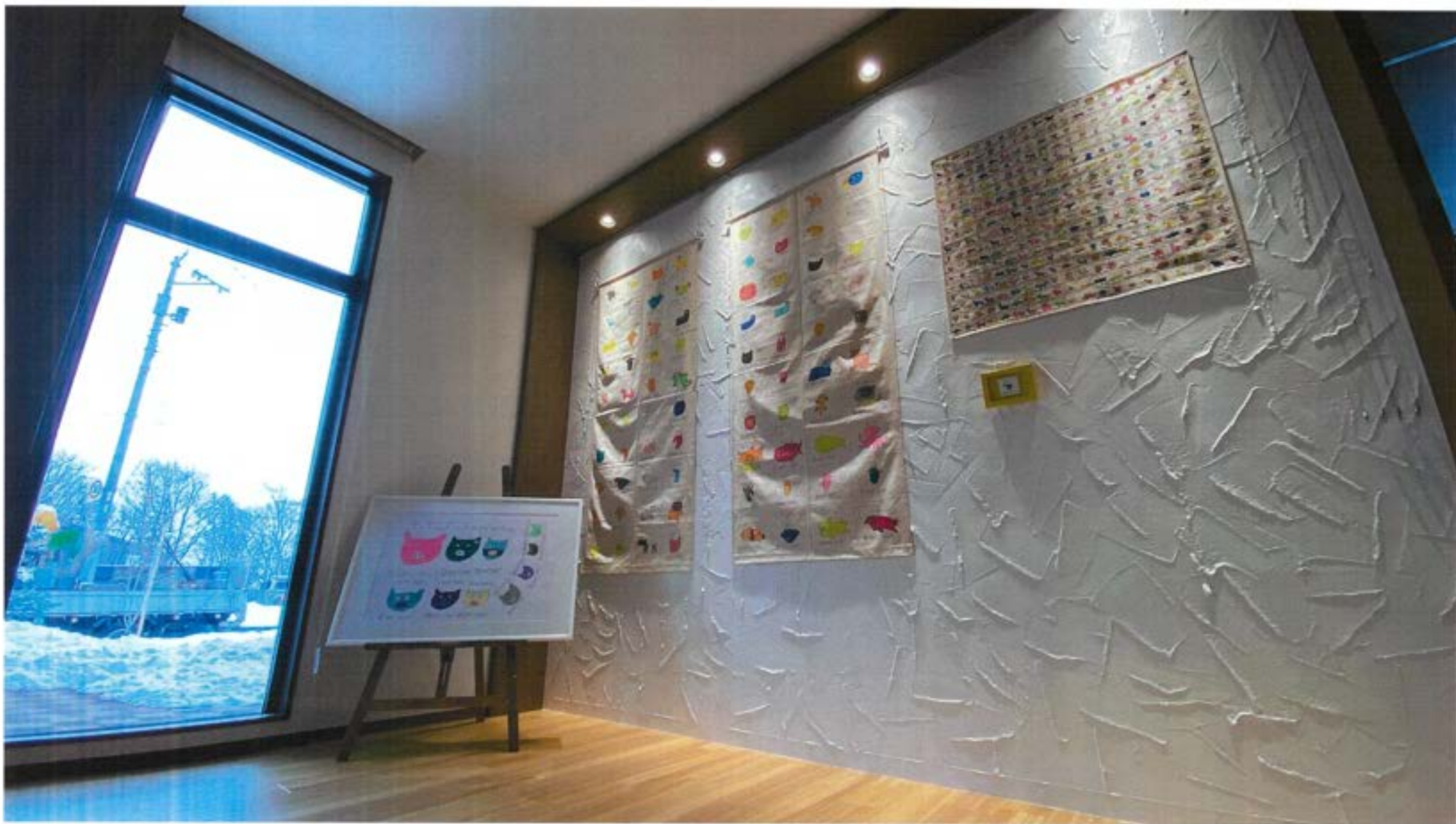


アートのある豊かな空間を。









Best Art



Namiko Miyaki

神奈川県横浜 磯山町在住
2017年フドーアートと出会い創作活動を開始する。
2018年ニューヨークにて海外留学中の仲間「Hana manana. また明日」展を開催。その後グループ展も開催中。
フドーアートと他の技法を組み合わせたアブストラク表現を生み出し、独自のスタイルを確立。止められると張り切る、止められないともっと張り切る。コロナ禍の世情から活動中のインスタメディアアーティスト。



緑

ご縁のゆかり 札幌市在住
お父さまの会社に、専任の美術室長としてお勤め。異業種アサインの中で自らを磨きながら自分の創作の場を自ら作り出した。家族を巻き込みながら、ワークショップ、絵を語る、アートサポートに尽力し、他のアーティストはいつか、「まごころ」フランス 聖ルイにてフランス・マルセル・デュサント スイス アラバート・キラーラー展



けみ芥見



岐阜県岐阜市生まれ。
美術家の母の下、絵画 陶芸などに触れて育つ。
2012年より芸術活動開始
バリ現代アートの中心マレーで個展デビュー。
2016年、知的障がい児のアートを発掘する「一般社団法人 ONEART」をスタート。
知的障がい児の才能を探求すると同時に、得た売り上げの一部を障がい児の家族に奨学金として還元している。
現在もONEARTの全国展開に賛意表明中。
2020年、コロナの影響に反抗すべく「七千転び八千起き」プロジェクトを開始。

菓 KONOMI

1986年 札幌市生まれ 東京在住
"TTOOKASHI"は自分が日々過ごして得た哲学とインスピレーションをアートやグラフィックで表現しているアートレベルです。
お菓子のように、ほんの少しだけ救う事のできる存在になりたい。



北ひろしま福祉会就労センタージョブオープンおめでとうございます。

これからの福祉には、クリエイティブな要素がとても必要だと私たちは考えています。

北ひろしま福祉会の考えに賛同し、共に歩んでいけることをここに作品を展示すること応援メッセージとします。

